

## 新スプリアス規格に関連する再免許の手続法

### 1. 旧スプリアス規格による“平成29年11月30日まで”の意味と、再免許の解釈

無線局の開局、無線機器の取替・増設については、平成29年11月30日までは旧規制での技術基準の機器であっても工事設計認証の効力がありましたが、平成29年12月1日以降は新スプリアス規格に適合した技術基準の機器か技術基準に適合する旨の保証がないと開局や無線機器の取替・増設が出来ないことになります。

<再免許での解釈>

解釈① 平成29年11月30日時点で、無線局に免許されている無線機器の取替や増設をせず、そのまま使い続ける場合は、新スプリアス規格への対応をしなくても再免許されますが、使用期限は平成34年11月30日までとなります。再免許手続き期間は“免許の有効期限満了前1か月以上1年を超えない期間＝無線局免許手続規則第17条”はそのまま適用されます。

解釈② 上記解釈①の場合、平成34年12月1日以降も継続して使用したい場合は旧規制の技術基準の機器についてのみ下記“2. 新スプリアス規格に適合しない設備の対処法”に基づき対処する必要があります。

解釈③ 再免許した以降、無線機器の取替や増設が生じる場合は、新スプリアス規格であれば技適機器として変更申請をします。また旧規制での取替や増設の場合はアマチュア局設備の保証認定に基づき変更申請することで平成34年12月1日以降も継続して使用することができます。

### 2. 新スプリアス規格に適合しない機器の対処法

- ①新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え、無線局の変更申請を総合通信局へ行う。
- ②運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させ、スプリアス発射及び不要発射の強度確認届書を総合通信局へ提出する。
- ③運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認し、スプリアス発射及び不要発射の強度確認届書を総合通信局へ提出する。
- ④メーカー測定により新スプリアス規格適合が確認されている機器の場合はスプリアス発射及び不要発射の強度確認届書を総合通信局へ提出する。
- ⑤JARL のスプリアス確認保証を行う。
  - a) JARD の確認保証可能な設備のリストに載っている機種  
設備の技適番号または JARL 登録番号と当該設備のシリアル番号を確認願いに記入。
  - b) JARD の確認保証可能な設備のリストに載っていない機種  
設備のスペアナ写真等で新スプリアス基準に適合することを証明する資料を添える。  
※上記 a),b)はJARLから総合通信局へスプリアス発射及び不要発射の強度確認届書が提出される。
- ⑥新スプリアス規定に適合しない送信機を撤去し、総合通信局に変更申請(届)をする。

### 3. 新スプリアスに適合する設備かどうかの調べ方

総務省のホームページ“技術基準適合証明等を受けた機器”で検索

<参考>

JARD の“スプリアス確認保証”と“アマチュア局保証”のちがい

- 1) スプリアス確認保証はすでに免許されている設備が新スプリアス規定に適合することを確認するだけで、通常の開局や変更の手続きに無関係であり、確認された設備は以降新基準に適合する設備として扱われる。  
確認保証は免許を受けている局の設備に対するもので、設備をQSYした場合などは継続適用されません。
- 2) アマチュア局保証は開局や変更時に、設備が申請時の技術基準に適合することを保証する制度です。